

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (前記註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	166,480千円 -----	H14.1.22 ダレサラ ムで (同日)	日本側 佐藤啓太郎在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H14.6.26 268号
タンザニア	食糧援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規程に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H15.1.21まで	H14.1.22 ダレサラ ムで (同日)	日本側 佐藤啓太郎在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H14.7.8 289号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	貧困開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	363,157千円 -----	H14.3.18 ダレサラ ムで (同日)	日本側 佐藤啓太郎在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H14.7.15 306号
タンザニア	食糧増産援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	700,000千円 H15.3.31まで	H14.4.5 ダレサラ ムで (同日)	日本側 佐藤啓太郎在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H15.2.6 20号
タンザニア	タンザニア幹線道路改修計画（キトンガ峡谷地区）の ための贈与 に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タンザニア幹線道路改修計画（キトンガ峡谷地区）を実施するために必要な生産物及び役務の供与 1. 道路の改修に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	716,000千円 (H14年度 288,000千円) H15.3.31まで (H15年度 428,000千円) H16.3.31まで	H14.5.14 ダレサラ ムで (同日)	日本側 江川明夫在タンザニア臨時代理大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H15.5.23 152号
タンザニア	感染症対策計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	感染症対策計画を実施するために必要な役務の供与 1. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	314,000千円 H15.3.31まで	H14.7.9 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H16.8.18 477号
タンザニア	ダレサラム小学校施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	ダレサラム小学校の建設に必要な生産物及び役務の供与 1. 小学校の建設に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	633,000千円 H15.3.31まで	H14.8.6 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タンザニア大使 タンザニア側 ビーター・J・ソグンツル大蔵次官	H16.7.7 323号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

タンザニアとの無償資金協力取極一覧

タンザニアとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
タンザニア	中央高原地域飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	中央高原地域飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与 資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及 び生産物に付随する役務を贈与するための資金を贈与 すること。	375,000千円 H15.3.31まで	H14.8.6 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 ビーター・ ン・ンゾンゾル大蔵次官	H16.8.20 498号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	253,259千円 -----	H14.9.3 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 ビーター・ ン・ンゾンゾル大蔵次官	H16.1.19 14号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	93,129千円 -----	H14.12.16 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンゾジャ大蔵次官	H16.8.10 435号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	349,866千円 -----	H15.2.13 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンゾジャ大蔵次官	H16.8.18 483号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	265,794千円 -----	H15.3.13 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンゾジャ大蔵次官	H16.7.20 354号
タンザニア	食糧援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及び小麦並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	600,000千円 H16.3.31まで	H15.4.17 ダレサラ ムで (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンゾジャ大蔵次官	H16.8.25 517号
タンザニア	無償資金協力に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	資因開発途上国の債務問題に関する国際的取組に留 意し、タンザニアの経済の発展と国民の福祉の向上に 寄与するため、両政府の関係を贈与すること。	92,594千円 -----	H15.6.9 ダレサラ ムで (同日)	日本側 岡部孝道在タンザ ニア臨時代理大使 グレイ・S ・ムゴンゾジャ大蔵次官	H16.11.17 737号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	感染症対策計画のための贈与に 関する日本国政府とタンザニア 連合共和国政府との間の交換公 文	感染症対策計画を実施するために必要な 1. 機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	489,000千円 H16.3.31まで	H15.7.29 ダルエス サラーム (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンジヤ大蔵次官	H16.9.17 609号
タンザニア	リンデアイ州・ムトラワ州水供給 計画のための贈与に関する日本 国政府とタンザニア連合共和国 政府との間の交換公文	リンデアイ州・ムトラワ州水供給計画を実施するため に必要な 1. 車両及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	331,000千円 H16.3.31まで	H15.9.1 ダルエス サラーム (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンジヤ大蔵次官	H16.7.7 326号
タンザニア	ムワンザ市キルンバ魚市場建設 計画のための贈与に関する日本 国政府とタンザニア連合共和国 政府との間の交換公文	ムワンザ市キルンバ魚市場建設計画を実施するため に必要な 1. 魚市場及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務 の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	624,000千円 H16.11.27まで	H15.11.28 ダルエス サラーム (同日)	日本側 出木場一実在タン ザニア大使 グレイ・S ・ムゴンジヤ大蔵次官	H16.7.20 360号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

タンザニアとの無償資金協力取極一覧